

岩手県告示第590号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成22年6月16日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 花泉電気商会
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町花泉字袋10番地
 - ウ 代表者の氏名 小野寺美保子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第4931号
 - (3) 処分の内容 電気工事業、管工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月15日付けで電気工事業、管工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成22年6月16日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 スガワラ電気
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町金沢字石名坂17番地
 - ウ 代表者の氏名 菅原肇
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第70016号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月14日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。